

山梨県公報

第二千七百四十一号

平成二十九年

十月三十日

月曜日

目次

告示

○道路の区域変更……………七〇五

○道路の供用開始……………七〇五

公告

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………七〇五

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七〇六

告示

山梨県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
	旧	新		
山梨県斐崎市藤井町南下條字冷田二八四番四地先から斐崎市藤井町北下條字後田三〇四番一地先まで	一一・七 三八・八	一一・七 四二・〇	一一九・一	一一九・一

山梨県告示第三百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	(延長) (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十一号	山梨県斐崎市藤井町南下條字冷田二八四番四地先から斐崎市藤井町北下條字後田三〇四番一地先まで	一一九・一	平成二十九年十一月一日

公告

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を斐崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨県斐崎市旭町上條中割字山田二三四七	笹本英郎

- 二 保安林として指定された目的 水害の防備

- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年十月五日山梨県告示第三百二十四号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年十月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山上塩後字稻荷林七百二十八の一、七百二十八の四、七百二十八の五及び七百二十八の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市塩山上於曾千七百七十七番地の一 朝日商事有限会社 代表取締役 村田松雄